

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年11月22日

奈良県監査委員 斎藤 信一郎

同 森田 康文

同 西川 均

同 和田 恵治

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>消防学校</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計484,920円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件(契約額 100,440円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について、委託料、工事請負費等の契約について契約締結時には遅滞なく支出負担行為を行うよう、また、契約書の作成時期についても遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、内部のチェック体制としてダブルチェックの徹底と、委託、工事請負費等の契約、支出負担行為について、関係規程等に基づき適正な事務処理に努める。</p>
<p>総 務 部</p> <p>奈良県税事務所</p>	<p>平成30年 12月4日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は、143,390円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>使用枚数を的確に把握するために、各課の様式を統一し、総務課で執行状況の確認を行い、最小限の切手購入を行っている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>中南和県税事務所</p>	<p>平成30年 11月27日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高は、294,890円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 3,922,560円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記すべてについて支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>各課から使用予定枚数の報告を受け、枚数等により切手発送もしくは後納郵便発送を区別し、総務課で切手の保有残高などの確認を行い、必要最小限の切手購入を行っている。</p> <p>契約処理の遅延をなくすため、総務課内において総合庁舎管理の年度更新事務の契約手続状況の可視化を行い、職員が相互確認できるよう情報共有を行った。契約手続の手順を契約毎に整理し、契約処理に遅延がないよう円滑に業務が遂行できるよう業務分担体制を図るとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備した。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正化及び円滑な事務処理執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
自動車税事務所	平成30年 12月4日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から4か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 257,148円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公有財産台帳の登録漏れについて 平成26年の監査で、所管する工作物について奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳への登録漏れが1件（取得価格 168,000円）認められたが、今回監査時でも未登録であった。今後は、奈良県公有財産規則に基づき、速やかに台帳への登録を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、所内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p> <p>当該工作物の公有財産台帳への登録を完了した。今後は、所管する公有財産と公有財産台帳のチェックを強化し、登録漏れがないよう努める。</p>
地域振興部 文化会館	平成31年 1月22日	<p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高は、171,010円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負</p>	<p>平成30年度の郵便切手の保有残高について、毎月末の残額及び昨年度の実績を確認しながら必要最小限に努めている。今後も、引き続き効率的な予算執行に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 7,683,320円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>橿原文化会館</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 20,676,000円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするとき</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。また、予算令達の管理を適切に行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>は奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件（契約額 1,803,600円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
万葉文化館	平成31年 1月22日	<p>行政財産使用料及び使用に係る光熱水費の未収金管理について</p> <p>平成29年度の行政財産使用料及び使用に係る光熱水費について、滞納（20日以上滞納8件のうち3か月以上の滞納4件、滞納額合計 1,236,379円）が発生したにもかかわらず、債権管理簿を作成していない事例が認められた。また、8件とも文書による督促を行っていなかった。</p> <p>今後は、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針及び税外債権の管理マニュアルに基づき適正な債権管理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が2件（契約額合計 21,404,</p>	<p>平成29年度の滞納分について、平成29年度の出納整理期間内に徴収した。</p> <p>現在は、債権管理簿による管理を行っており、引き続き税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針及び税外債権の管理マニュアルに基づき適正な事務に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>784円) 認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>適正な事務処理に努める。</p>
民俗博物館	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,358,640円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。また、予算令達の管理を適切に行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>た事例が、上記のうち1件（契約額 280,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>図書情報館</p>	<p>平成30年 11月27日</p>	<p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>行政財産の使用料は前納とすることとなっているが、調定事務が遅延したことにより、行政財産の使用日より後に納入通知書を発行し、納期限を使用日後の日付に設定し使用日後に収納している事例が2件（行政財産使用料合計 6,802円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県会計規則に基づき、事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 20,010,240円）認められた。契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担</p>	<p>本件は、行政財産使用料の徴収について、イベントの詳細（当日の配置、使用面積）を直前まで決定できず、使用料の確定が行えなかったものであるため、今後は、イベントの計画を余裕をもって作成し、必要な使用料の確定を行い、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>内部統制の更なる強化・充実について</p> <p>前年度に内部統制の強化・充実について指摘をつけたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。(指摘事項)</p>	<p>平成30年1月から出納員を2名体制とし、チェック体制を強化した。また、係員についても、所属長が、関係法令や規則等に基づいて処理するよう指導監督し、不適切な事務処理がないよう努める。</p>
<p>福 祉 医 療 部</p> <p>郡山保健所</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 483,000円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>指摘のあった契約のうち委託の平成31年度契約について、遅滞なく支出負担行為にて契約締結を行い、長期継続契約の使用料及び賃借料についても、遅滞なく平成31年度支出負担行為を行った。</p>
<p>保健研究センター</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行</p>	<p>今後は、契約を締結するときは遅滞なく支出負担行為を</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 1,046,800円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件(契約額合計 218,980円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>行うこととし、執行に当たっては契約事務のスケジュール管理の徹底やチェック体制を強化し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務の適正な執行に努める。</p>
<p>医療政策局</p> <p>精神保健福祉センター</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 2,048,508円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするとき</p>	<p>本件については、相手方からの契約書提出が遅延した事案であるため、今後、相手方に対し、契約書作成についての注意喚起を引き続き書面等により実施するとともに、作成及び提出に期限を設定し、速やかに契約書の作成・提出を求め、支出負担行為について適宜行うよう努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>は奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件（契約額合計 1,639,008円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
薬事研究センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 108,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>予算執行事務に関して奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるよう周知徹底するとともに、決裁過程におけるダブルチェック体制を実施して内部統制を確立する。</p>
<p>こども・女性局</p> <p>中央こども家庭相談センター</p>	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 4,875,120円）認められた。その態様の内訳は、①支出負</p>	<p>今後は、支出負担行為の遅延が発生しないよう、全ての管理職、及び支出負担行為事務を行う者に対し、指摘事項の周知徹底を行った。</p> <p>また、委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、リスト化を行い、出納員である保護課長及び庶務係長が管理を行っている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>担行為を会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
精華学院	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 308,000円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、契約の締結時期及び契約書の作成時期を再度見直し支出負担行為の適正な執行に努める。</p> <p>今後は、支出負担行為の遅延が発生しないよう、管理職、及び支出負担行為事務を行う者に対し、指摘事項の周知徹底を行った。</p> <p>また、今後は、支出負担行為の遅滞が発生しないようリスト化を行い、決裁過程において支払業務担当者及び出納員である次長でチェックを行う。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>野外活動センター</p>	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件（契約額合計 1,175,768円）、うち</p>	<p>再発防止のため、関係規則等を周知徹底するとともに、複数職員によるチェック体制を強化した。今後は、関係規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件（契約額 246,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
消費生活センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が1件（契約額 77,760円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>再発防止のため、関係法令や規則等を周知徹底し、不適切な事務処理の防止を図るとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化した。今後は、関係規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
産業・雇用振興部 競輪場	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 2,496,960円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
高等技術専門学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 105,840円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適</p>	<p>業務委託契約の締結に当たっては、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な時期に支出負担行為及び契約書の作成を行う。</p> <p>また、年間の委託業務の進捗管理や執行状況について複数のチェックを行うなど、適正な事務処理を徹底する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>農 林 部 北部農林振興事務所</p>	<p>平成30年 12月4日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 2,579,040円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件(契約額 2,484,000円)認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>所得税の源泉徴収漏れについて 平成29年度の土地家屋調査士に対する業務委託について、委託料の支払時に所得税の源泉徴収を行わず、国への源泉所得税の納付を</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>2件の源泉徴収漏れについては、指摘後速やかに土地家屋調査士から徴収を行い、全て国への納付を行った。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行っていない事例が2件(源泉徴収税額合計 103,594円)認められた。</p> <p>今後は、所得税法等の適用について十分留意するとともに、内部のチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、今まで以上にチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p>
中部農林振興事務所	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 777,600円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記2件すべてに認められた。また、それらは、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、全ての職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知徹底を図るとともに、所内における情報共有や書類の確認の徹底を図ることにより、決裁過程におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
南部農林振興事務所	平成31年 1月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時</p>	<p>今後は、全ての職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知徹底を図るとともに、所内における</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>期は、契約を締結するときとされているが、平成28年度及び平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 3,052,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件(契約額 1,620,000円)認められた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件(契約額合計 1,432,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>情報共有や書類の確認の徹底を図ることにより、決裁過程におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
農業研究開発センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約等について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 2,211,810円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするとき</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>は奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件（契約額 788,400円）認められた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち3件（契約額合計 1,423,410円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
畜産技術センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 137,200円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>なら食と農の 魅力創造国際 大学校</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計17,697,080円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が3件(うち最長のものは10か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件(契約額合計 11,432,340円)認められた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件(契約額合計 6,264,740円)認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件(契約額 3,520,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
県土マネジメント部			
奈良土木事務所	平成31年 1月17日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について 平成29年度の道路占用料について、調定決議書の作成が約4か月遅延している事例が1件（調定額13,803,750円）認められた。今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿の記載誤りについて 資金前渡職員が備える平成29年度の現金出納簿において、記入漏れや記入誤りが32件認められた。所属長は、月末に例月検査を行うこととなっているが、これらの誤りを看過していた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、実効性のあるチェック体制の整備を図るとともに、適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件（契約額合計46,777,972円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が12件、③3か月以上の事例が1</p>	<p>事務執行に当たって、調定の遅延を防ぎ計画的な処理を行うため、占用料についてのチェック体制を強化し、事務処理期間を勘案した上で、適正な事務の執行に努める。</p> <p>現金出納簿の例月検査について、適正な検査を行うよう改善したところである。今後も適正な事務執行に努めていく。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記18件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち3件（契約額合計 11,781,720円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
郡山土木事務所	平成30年 12月4日	<p>道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>平成29年度の道路占用料及び河川占用料について、調定決議書の作成が遅延している事例が11件（調定額合計 49,491,060円）認められた。遅延の期間は、1か月以上3か月未満が5件、3か月以上が6件であり、このうち2件は12か月以上遅延していた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例及び奈良県河川管理規則等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>県有財産の使用料の調定漏れについて</p> <p>県有財産にかかる使用料について、調定漏れが2件（調定額合計 11,700円）認められた。</p> <p>今後は奈良県立都市公園条例及び奈良県立都市公園条例施行規則に基づき、適正に調定を行われた。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>調定件数の多い道路占用料について詳細に事前チェックを実施し、道路・河川占用継続案件について、早期に事務手続を開始し、条例等に基づく適切な事務の執行を行う。</p> <p>今後は、行政財産使用許可内容を十分把握し、調定漏れの無いよう適正な事務の執行を行う。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>道路占用料及び河川占用料に係る未収金の事務について</p> <p>道路占用料及び河川占用料に係る未収金について、督促状送付の時期が6か月以上遅延している事例が17件（調定額合計 154,370円）認められた。督促状は、納期限後20日目に発行するものとされている。また、未収金整理票の記載漏れ等管理が不十分な事例も認められた。</p> <p>今後は、奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額合計 50,515,384円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が11件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記14件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち4件（契約額合計 9,715,600円）認め</p>	<p>今後は、奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要領及び道路占用料及び河川占用料の滞納処分に係る事務処理要領に基づき未納者に対して適切な時期に電話、文書などによる催告を行い、納付を促すように努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>られた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
高田土木事務所	平成31年 1月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額合計41,790,600円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記8件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち2件(契約額合計7,290,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備</p>	<p>今回の指摘事項をうけ、支出負担行為日と契約日の乖離について、再度調査、原因分析を行うとともに、全ての職員に対し、所長名で、注意喚起文書を発出し、契約せずに事業を進めることの、違法性、危険性等の周知徹底を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
中和土木事務所	平成30年 11月27日	<p>するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が17件（契約額合計 84,993,152円）認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が14件、②3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記17件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち6件（契約額合計 9,097,308円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>契約事務等の手続について、再確認のための手続フロー図等を作成、契約処理の遅延案件をなくすための事務処理等の改善の具体策の提示を行った。また、所内の連携を一層図るとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備し、今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正化及び円滑な事務処理執行に努める。</p>
宇陀土木事務所	平成31年 1月10日	<p>公共料金の資金前渡の遅延について</p> <p>公共料金自動口座振替払いで支払う平成29年度の公共料金（4月分水道料金、4月分電気料金）に</p>	<p>公共料金の資金前渡については、可能な限り口座引き落とし日の前日までに資金前渡</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ついて、資金前渡の手續が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、平成28年度の公共料金（3月分電話代）の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が2件（合計 4,825円）認められた。また、平成28年度の公共料金（3月分電話代）についても、後日同口座に入金した平成29年度の前渡資金から一部支払っていた。</p> <p>今後は、資金管理を徹底し、適正な支払事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手續として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計11,700,240円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記7件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった</p>	<p>口座へ入金するよう資金管理の徹底を行うようにした。</p> <p>また、事業者に対して早期に請求書送付を申し入れるとともに、口座引き落とし日までに資金前渡が不可能と思われる場合には、納付書による支出方法へ変更するなど、資金管理を徹底している。</p> <p>契約事務の適切な処理について職員への周知徹底を行うとともに、管理体制の強化など、内部統制をしっかりと行っていく。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>た事例が、上記のうち1件（契約額 669,600円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
吉野土木事務所	平成31年 1月10日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件（契約額合計 53,318,828円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が6件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件、③3か月以上の事例が8件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記18件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件（契約額 7,398,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備</p>	<p>指摘のあった支出負担行為及び契約書の作成の遅延については、問題意識を共有するため事務所全職員に周知し、職員の意識改革を進めている。</p> <p>工事関係については、災害対応など緊急実施が必要となるものがあり遅延になっているものがあるが、可能な限り遅延にならないよう、支出負担行為の決裁過程において、管理職員が各工事担当職員に対し、個別に遅延理由の説明を求めるとともに、改善を促している。</p> <p>なお、現在、庁舎の管理保守関係の契約については、すべて年度当初に作成を完了している。</p> <p>今後は、より一層の内部統制を図り、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な事務執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
五條土木事務所		<p>するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
	平成31年 1月11日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について 平成29年度の道路占用料について、調定決議書の作成が9か月以上遅延している事例が1件（調定額 650,450円）認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>行政財産使用料の調定事務の遅延等について 平成29年度の行政財産使用料について、調定漏れが1件（調定すべき額45円）及び調定手続が調定すべき日から3か月以上遅延していた事例が3件（調定額合計 291,474円）認められた。 今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び奈良県行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>現金出納簿の月例検査の未実施について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は毎月末日に検査を行うことと定められているのに、平成29年度において、この月例検査を全く行っていないかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>郵便切手等交付簿の記載誤りにについて 平成29年度の郵便切手等交付簿において、記帳漏れ1件及び記載誤り3件があり、毎月次の繰越額が実際の残額と一致していなかつ</p>	<p>今後は、準備期間を十分に確保しチェック体制を強化して、再発防止に向けて職員の意識向上を図るとともに関係法令を遵守し、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>調定漏れの1件については調定処理を行い納入済みである。 今後は、こういう事態が起こらないように継続案件については表にして情報共有し遅延が発生しないように努める。</p> <p>書類を再確認し所属長の検査は完了した。 指摘されているように、今後はチェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努める。</p> <p>切手等交付簿の記載内容の見直し、実際の残高の確認を行い誤りの是正は行った。 現在は、日々のチェックを</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>た。かい長は、毎月月末の月計累計について、検印を行うこととなっているが、これらの誤りを看過していた。郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、実効性のあるチェック体制の整備を図るとともに、郵便切手の管理及び郵便切手等交付簿への記帳を適正に行われたい。</p> <p style="text-align: center;">(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額合計 75,804,152円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が4件（うち最長のものは8か月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記14件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった</p>	<p>行うことによりこのような事態が起こらないように努めている。</p> <p>指摘を受けた内容については全職員に周知・徹底し、当然のことながら認識を改めるようにしている。</p> <p>業務内容により緊急に施工するケースもあるが、奈良県会計規則等関係法令の遵守を意識して適正な事務執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>た事例が、上記のうち2件（契約額合計 2,000,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>物品購入調書の不備について</p> <p>物品購入調書は、物品を購入したとき、所属長から出納員に送付しなければならないと定められているが、備品を購入した際、物品購入調書の決裁を受けていない事例が4件（購入額合計 657,720円）認められた。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、契約事務、支出事務、調定事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が努められたい。 (注意事項)</p>	<p>出力していなかった物品購入調書については決裁をとり処理は完了している。</p> <p>今後は、このような事態が起こらないように、該当物品の支払請求時に物品購入調書を添付し、処理漏れが起こらないように徹底する。</p> <p>今後は、所長・次長をはじめ各管理職員による業務の進捗管理を行うと共に、業務に伴う各種事務の適性化に努め、決裁過程のチェックを確実にに行い必要に応じた助言を職員に行っていく。</p>
へりポート管理事務所	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 1,220,400円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければ</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、職員相互のチェック機能を高め、適正に事務処理を行えるよう職員各自の意識強化を図りながら所内における情報共有や書類確認の徹底を図る。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
<p>まちづくり推進局</p> <p>幹線街路整備事務所</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は、50,929円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計24,130,440円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5</p>	<p>郵便切手の保有について、必要最小限となるよう努めている。</p> <p>また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。</p> <p>委託契約等について、令和元年度分は予算の令達及び支出負担行為並びに契約書作成の手続を適期に行えるよう適正な事務処理を進めている。</p> <p>今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。併せて、決裁過程において、係内での複数職員による確認及び係長以上のより一層の慎重な確認等、チェック環境を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち5件（契約額合計 23,619,600円）認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記6件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
まほろば健康パーク管理事務所	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 151,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	奈良県会計規則に基づき、契約締結時は事前に負担行為することを徹底しており、決裁時の確認と毎月末負担行為漏れがないかチェックしており、適正な会計処理の執行に努めている。
奈良公園事務所	平成30年 12月4日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約</p>	本来行うべき日から大幅に遅延していたことについて、進捗状況を可視化した「事務処理進捗管理シート」を活用し、複数の職員による確認を行い、内部におけるチェック

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が15件（契約額合計 72,722,664円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が11件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記15件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち6件（契約額合計 44,373,744円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した工事履行保証契約の締結日より前に、契約保証金を免除し工事請負契約（当初契約額8,688,600円）を締結していた事例が1件認められた。今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>体制を強化し、再発防止に努めている。今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>特にやむを得ない事情がないにも関わらず、予算の令達が遅延していたことについて、進捗状況を可視化した「事務処理進捗管理シート」を活用し、複数の職員による確認を行い、内部におけるチェック体制を強化し、再発防止に努めている。今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>職員一人一人への注意喚起等を行い、今後も、奈良県契約規則に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
教育委員会 教育研究所	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が1件（契約額 771,108円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p>	<p>今後は、計画的な事業執行管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務について、適正、適期の執行に向けたチェック体制の整備に努める。</p>
奈良朱雀高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 518,508円）認められた。うち1件は会計年度経過後の出納整理期間に行っていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件（契約額 145,908円）認</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な事務執行に努める。</p> <p>また、決裁過程においては会計事務に携わる職員全てで、マニュアル等を再確認して、チェック機能を強化し、誤りに気付く体制を構築する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
奈良高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の工事請負契約等について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 3,579,436円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件(契約額合計 3,457,036円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な事務執行に努める。</p> <p>また、決裁過程においては会計事務に携わる職員全てで、マニュアル等を再確認して、チェック機能を強化し、誤りに気付く体制を構築する。</p>
西の京高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約等について、支出負担行為を</p>	<p>今後は、このようなことがないように、奈良県会計規則、奈良県契約規則等の会計法令等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計1,810,764円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件（契約額合計1,580,724円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
平城高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計1,291,032円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件（契約額626,400円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の時期の把握を行い、適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、内部統制の整備を進め、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
登美ヶ丘高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 308,880円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p> <p>通勤手当の認定の誤りについて</p> <p>通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため過払い（過支給額 8,760円）が1件認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>今後は、内部チェックを徹底し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づく適正な事務の執行に努める。</p> <p>過払の通勤手当については運賃減額改定分の返納が完了した。</p> <p>今後は、運賃改定等に十分に注意し、適正な事務処理に努める。</p>
奈良北高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（契約額合計 597,240円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、委託・工事請負に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>また、正副担当者による再チェックを必ず実施することにより決裁過程における内部統制の強化に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
郡山高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(契約額合計 3,466,880円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、出納員2人体制で決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むよう努める。</p>
法隆寺国際高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,417,305円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち2件(契約額合計 1,195,905円)認められた。また、特にや</p>	<p>今後は、複数で対応することを基本とし、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努め、また、決裁過程でのチェック体制を整備し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>むを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち2件（契約額合計324,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	
二階堂高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が1件(契約額 147,960円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、委託契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
磯城野高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 833,032円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている</p>	<p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成事務については奈良県会計規則及び契約規則に基づき適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック機能の強化に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>が、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記4件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>橿原高等学校 (畝傍寮)</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 896,400円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、業務委託、工事請負契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>また、係内における情報共有や書類の確認の徹底等を図ることにより、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>畝傍高等学校 (かぐやま寮)</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 140,400円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則に基づき、契約締結時に支出負担行為を行い遅滞なく契約書を作成し、適正な事務執行に努める。また、複数職員による確認、管理職員によるより一層の慎重な確認等によりチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>高取国際高等学校</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 2,806,400円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な事務執行に努める。 また、決裁過程においては会計事務に携わる職員全てで、マニュアル等を再確認して、チェック機能を強化し、誤りに気付く体制を構築する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
奈良情報商業高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,418,808円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち2件(契約額合計 1,190,808円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁</p>	<p>今後は、複数で対応することを基本とし、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努め、また、決裁過程でのチェック体制を整備し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
王寺工業高等学校	平成31年 1月22日	<p>過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 3,955,318円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件(契約額合計 3,503,138円)が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>重要物品の報告の誤りについて 平成27年度に重要物品として一式登録していた校内電子掲示板システムのうち29型テレビ等一部の物品を処分したが、財産調書及び備品管理簿の整理を怠っていた事例を平成28年度の監査で指摘をし</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。また、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど内部統制の充実に努めていく。</p> <p>物品として登記すべきソフトウェア(1,627,500円)については、既に備品管理簿に登記を完了させている。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>た。</p> <p>平成28年度に当該指摘に対する是正措置として、備品管理簿に登録されている校内電子掲示板システムの金額から廃棄した物品の金額分を減額したが、校内電子掲示板システムの金額を8,602,818円とすべきところ、誤って10,114,818円としていた。そのため、平成28年度の財産調書には、校内電子掲示板システムの金額として、備品管理簿に基づき上記の誤った額を計上していた。</p> <p>さらに平成29年度に会計局と協議の上、校内電子掲示板システムを一式の登記から物品ごとの個別の登記に変更したが、物品として登記すべきソフトウェア（1,627,500円）を備品管理簿に登録していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な重要物品の報告及び備品管理簿への登記を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>重要物品の報告及び備品管理簿への登記について、適正な事務処理に努める。</p>
香芝高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 294,840円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担</p>	<p>支出負担行為の時期及び契約書の作成の遅延については、今後は、予算執行の計画的かつ迅速な事務処理を行うこととし、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき適正な予算執行に努めるとともに、職員の契約締結事務に対する意識の向上に取り組む。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
高田高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 9,050,292円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が、上記のうち5件(契約額合計 8,725,320円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な事務執行に努める。</p> <p>また、決裁過程においては会計事務に携わる職員全てで、マニュアル等を再確認して、チェック機能を強化し、誤りに気付く体制を構築する。</p>
大淀高等学校	平成31年 1月22日	<p>高等学校授業料の調定事務の遅延について</p> <p>平成29年度の高等学校授業料について、調定手続が調定すべき日から7か月以上遅延していた事例が1件(20名分 調定額合計 801,900円)、3か月以上遅延していた事例が1件(15名分 調定額合計 584,100円)認められた。</p>	<p>再発防止のため、複数職員によるチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>なお、調定事務が遅延した高等学校授業料は収納済みである。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（単価契約 支出負担行為額合計 402,485円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。また、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど内部統制の充実に努める。</p>
吉野高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が11件（契約額合計 2,989,016円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が9件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則に基づき、契約締結時に支出負担行為を行い、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務執行に努める。</p> <p>また、工事や委託事業等の情報交換を密に行い、複数職員による確認、管理職員による一層の進捗把握等により時期確認とチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件(契約額合計 1,742,480円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
十津川高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 471,959円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち3件(契約額合計 399,288円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、委託契約事務の適正な執行に努めるとともに、複数人による確認などチェック機能の強化により再発防止を図る。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出科目の誤りについて 前回の監査において、平成28年度の廃棄物の収集処理(支出負担行為額 100,000円)について、役務費で執行すべきところを誤って委託料で執行したため注意事項としたところであるが、今回の監査においても、平成29年度の廃棄物の収集処理(支出負担行為額100,000円)について、役務費で執行すべきところを誤って委託料で執行していた。 今後は十分留意のうえ適正な科目で支出すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、支出科目の確認を十分に行い、適正な科目で支出するよう努める。</p>
奈良東養護学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が8件(契約額合計 371,656円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。また、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど内部統制の充実に努める。</p>
奈良西養護学校	平成31年 1月22日	<p>資金前渡に係る不適切な精算手続について 平成29年度に資金前渡を行った扶助費(特別支援教育就学奨励費 13件 支給額合計 425,278円)について、支払に関して証拠となるべき書類である領収書の日付が未記入(9件)であったり、精算日以後(2件)であったり、資金を受けた日以前(1件)のもので</p>	<p>今後は、十分に注意し、決裁過程においてチェック機能を果たせるよう努める。 また、資金前渡を行った場合は、その都度現金出納簿に登記し、月例検査を適切に行い、奈良県会計規則等に基づく適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>あるなどしているのに、その書類を添付した精算書を作成し支出命令者に提出していた。</p> <p>また、資金前渡職員は、登記原因の発生の都度その内容を現金出納簿に記入し常に資金の状況を明らかにしなければならないが、現金出納簿を適時に登記していなかった。</p> <p>さらに、所属長は、資金前渡職員に対する月例検査を適切に行っていなかった。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計 1,951,187円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が9件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち6件(契約額合計 696,605円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適</p>	<p>業務委託、工事を依頼するときには、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、速やかに契約書を整え、契約を締結し、同時に支出負担行為を行う適切な会計処理を行うよう努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
二階堂養護学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 3,818,880円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。併せて、決裁過程におけるチェック体制を整備する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>警 察 本 部</p> <p>奈良警察署</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの3件、県側損害額合計 111,563円）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>公用車使用中の全ての事故について、事故原因の検証を行い、その結果を幹部会議や署員研修時に伝達するとともに、公用車の事故が県財政に及ぼす影響を認識させて、公用車の交通事故防止に対する意識付けを図った。</p> <p>また、公用車を使用する都度、幹部が交通法規の遵守を指示し、安全運転の自覚を促す習慣付けを行った。</p> <p>今後も、全署員に対し、継続して交通事故防止の指導を実施し、公用車の事故防止に努める。</p>
<p>生駒警察署</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの3件、県側損害額合計 151,820円）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>交通事故発生時には、該当職員から事故の発生状況を聴取し、発生原因の検証を行うとともに事故防止について個々具体的に指示をした。</p> <p>また、署員研修、朝礼及び始業点検の際、運転者への安全運転指示はもとより同乗者の安全確認励行を徹底するよう指導した。</p> <p>今後も、あらゆる機会を通じて継続的に安全運転意識の高揚、公用車両の適正な使用について指導教養を徹底し、公用車事故の絶無に努める。</p>
<p>郡山警察署</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの3件、県側損害額合計 896,400円）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>公用車による事故発生を受け、当事者に対して交通事故防止に係る業務指導を実施した。</p> <p>また、朝礼において、「安全運転5則」に基づく安全運転の教養や、署員を運転席及び助手席に乗車させ、車両の死角範囲の確認教養を行うとともに、定例研修では、同乗者</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>による後退時の後方確認など基本の徹底を指示し、交通事故防止についての注意喚起を行った。</p> <p>今後も、署員に対し継続して安全運転の教養及び運転技術の向上に努め、安全運転意識の徹底を図る。</p>
桜井警察署	平成31年 1月22日	<p>公用車の使用使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの4件、県側損害額合計 313,909円）が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>交通事故発生直後、関係職員から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因の検証をさせるとともに、いかなる時も交通法規を遵守し、安全運転を心掛けるよう指導した。</p> <p>また、朝礼時に後退時等の接触を防ぐために、交通課長による四輪車の運転席及び助手席からの死角を確認させる教養を行い、幹部会や月例研修時においても安全運転意識の徹底と同乗者による後退時等における確認の周知徹底を図った。</p> <p>今後も、全署員に対して、あらゆる機会を通じて、交通事故防止の指導を実施し、公用車使用中の事故防止に努める。</p>
橿原警察署	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件（契約額合計 332,424円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が4件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担</p>	<p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成事務等について、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいて、迅速かつ適正に処理するよう担当職員への指導を徹底する。</p> <p>また、複数人による確認を徹底することにより、決裁過程におけるチェック体制の一層の強化を図り、適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		行為及び契約書の作成事務等の適 正な執行に努めるとともに、決裁 過程におけるチェック体制を整備 するなど、実効性のある内部統制 の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	

ウ 財政的援助団体

所属名 (所管課名)	実施年月日	監査結果	措置の内容
<p>地方独立行政法人奈良県立病院機構 (病院マネジメント課)</p>	<p>平成31年 1月9日</p>	<p>経営改善の取組について 平成29年度の法人決算は、経常損益では6億54百万円の経常利益を計上し、法人化後初めての黒字となったものの、臨時損益で38億9百万円の臨時損失を計上したことにより、31億54百万円の当期純損失を計上した。法人化後4年連続での赤字で、これにより累積欠損金が109億88百万円となり、93億45百万円の債務超過となっている。 また、年度末の短期借入金残額も平成29年度末残額は30億円となっており、平成28年度より改善したものの資金不足が常態化している。 このような状況のもと、平成29年2月に法人では県が策定した「奈良県立病院機構改革プラン」を受けて中期計画を見直し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであるが、累積欠損金については平成29年度の計画額85億61百万円を達成できず、これを24億27百万円超過している状況である。平成30年5月に新築移転した総合医療センターの医業収益の増加が見込まれるものの、当面、これを上回る給与費、材料費、減価償却費等の経費の増加は避けられず、経営状況は更に厳しさを増すことが予想される。 引き続き中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。 (意見事項)</p>	<p>当法人は、医業収益の増加に加えて、徹底した経費の削減により、平成29年度決算において、独法化後初めて、経常収支が6億54百万円の黒字となった。 また、平成30年度は、総合医療センター移転後に医業収益が増加したこと等により経常損失は予算額から10億75百万円減少し、9億94百万円となる見込み(平成31年3月現在)である。また、単年度の現金収支は10億円の黒字であり、短期借入金の年度末残高は平成29年度から10億円減少し、20億円となった。 さらに、総合医療センターにおける運用病床数の計画的な増床や、高度医療の取組、新たな施設基準の取得などによって収益が増加するとともに、令和4年度には、医療機器等の減価償却が終了することから、第2期中期計画の最終年である令和5年度には経常収支がプラスに転じ、以降、累積欠損金も順次縮小することを見込んでいる。 今後も、引き続き中期計画に沿った経営改善を着実に実行する。</p>
<p>公立大学法人奈良県立大学 (教育振興課)</p>	<p>平成31年 1月9日</p>	<p>通勤手当の認定の誤りについて 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため過払いが2件(計16,800円)認められた。 今後は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>過払について、平成30年12月給与にて戻入処理をしている。 運賃改定が反映されなかったことによる過払であり、今後は通勤手当の認定及び支給を担当する総務課にて一層の情報収集に努めるとともに、全職員に通知を出し、自身の通勤経路情報に変更が生じた場合は遅滞なく報告するよう注意喚起を促す。</p>

所属名 (所管課名)	実施年月日	監査結果	措置の内容
社会福祉法人奈良 県社会福祉事業団 (障害福祉課) (長寿・福祉人材 確保対策課) (公園緑地課)	平成31年1 月17日	<p>出納員以外の職員による現金の取扱い等について</p> <p>社会福祉法人奈良県社会福祉事業団経理規程により、金銭の収納及び領収書の発行は出納員が行うこととされているが、指定管理施設である福祉住宅体験館の多目的運動ホール及び研修室の利用料（平成29年度230件、合計額880,530円）について、出納員以外の職員が日常的に金銭の収納及び領収書の発行を行っていた。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、現金の取扱い等について適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>社会福祉法人奈良県福祉事業団経理規程に基づき、総務係及び各拠点区分に出納員を配置する。</p> <p>今後は、関係規程に基づき、現金の取扱い等について適正な事務の執行に努める。</p>